



道幸せんせいと

ワークルールを学ぼう! ③

テーマ 労働組合の結成

連合なんでも労働相談ダイヤルには、日々多くの相談が寄せられている。ケースによっては、仲間を募って労働組合を結成し、団体交渉を通じて問題を解決していくという。さて、憲法で認められた労働組合の結成。どんな要件を満たす必要があるのか、もう一度確認しておこう。



問 労働組合の結成について、正しいものを1つ選びなさい。

① 労働組合の結成は、労働委員会に届け出なければならない。

② 労働組合の結成は、労働者が主体でなければならない。

③ 労働組合の結成には、使用者の承諾が必要である。

④ 労働組合の結成には、過半数の従業員の参加が必要である。

解説

労働者の自主性を尊重する

寛容なルール

労働組合は、団体交渉等を通じて労働条件を維持向上させることを主な目的とします。同時に職場において自由にものを言える関係の形成や労働者の意見・意向を使用者に伝える役割も重要です。

労働組合法（労組法）は、「労働組合」の定義を2段階で定めています。まず、特定の集団が労働組合か否かについて、(1)労働条件の維持改善を目的とすること、(2)労働者が主体となること、(3)2名以上の参加があること、を基準としています。したがって②が正しい説明です。この要件を満たす場合は、憲法上は労働組合と認められるので、団結権保障にともなう保護がなされます。労働関係調整法（労調法）上の斡旋等の申請もできます。

労組法は、さらに使用者の利益代表者が参加していないこと（自主性の要件）、かつ労組法に規定する組合規約を整備しなければならない（民主

性の要件）と定めています。この要件が備わっている組合を「法適合組合」といい、最大のメリットは労働委員会手続きにおいて組合の名前で申立をすることができることです。

労働組合の結成については組合の自主性が尊重されるので、2名以上の参加があれば組合員数に制限はなく、職場従業員の過半数の参加が必要というわけではありません。また、使用者の承諾も必要とされません。したがって③④の説明は間違っています。

さらに、手続的にも結成について登録や許可等の特段の制約はなく、組合結成を労働委員会や労働基準監督署に届け出る必要もありません。したがって①の説明も間違っています。組合結成につき自主性を尊重する寛容なルールは、わが国労組法の基本的な特徴です。

[正解] ②

道幸哲也 どうこう・てつなり

(一社)日本ワークルール検定協会 代表理事

北海道大学大学院法学研究科修士課程修了。小樽商科大学商学部助教授、北海道大学法学部教授、放送大学教授などを歴任。2007年、NPO法人職場の権利教育ネットワークを設立。「ワークルール検定」の立ち上げに尽力し、2013年に設立された検定協会の代表理事に就任。著書に『不当労働行為救済の法理論』(有斐閣)、『15歳のワークルール』(旬報社)など。



ワークルール検定とは

ワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。厚労省も後援。

問合先

(一社) 日本ワークルール検定協会
<http://workrule-kentei.jp/>



このページは連合HPでも配信中！機関紙等にご活用ください。